

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、君津市議会の議決により指定された市長の専決事項に基づいて、市が和解の当事者であるものについて専決処分をしたので、同条第 2 項の規定により報告する。

記

事 故 の 概 要	平成 30 年 4 月 27 日、午後 1 時 55 分、周南公民館の駐車場で発生した車両損傷事故。 除草作業中、刈払機による飛び石が、相手方使用の軽乗用車の後部の窓ガラスに当たり、損害を与えたもの。
和 解 の 相 手 方	個人（木更津市在住）
和 解 の 条 件	君津市は、本件事故に関する損害賠償金として、相手方に対し、147,593 円を支払う。 君津市及び相手方は、このほかの請求権を放棄する。
専 決 年 月 日	平成 30 年 5 月 18 日

平成 30 年 6 月 1 日提出

君津市長 鈴木 洋 邦